

## 令和7年度第1回瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会 次第

日時：令和7年12月1日(月) 午後4時から  
場所：瀬戸市役所 南庁舎4階 大会議室

## 1 会長あいさつ

2 議事

## 協議事項

(1) 「根の鼻町集会所」バス停の新設及び新設に伴う経路変更に適用する運賃及び料金設定 . . . . . 資料 1

(2) 濑戸市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針 . . . . . 資料 2

### 3 その他

令和7年度瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会 委員名簿

区分	所属団体等	氏名	出欠
1号委員	瀬戸市 都市整備部 部長	内木 柔	委員出席
2号委員	瀬戸自動車運送株式会社 取締役	横山 貴幸	委員出席
3号委員	国土交通省 中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	原田 光一郎	代理出席 (首席運輸企画専門官 山田 慎児)
4号委員	市民委員	竹中 秀夫	委員出席
4号委員	市民委員	長江 幸孝	委員出席

出席者5名（代理出席1名） 欠席者0名

## 「根の鼻町集会所」バス停の新設及び新設に伴う経路変更に適用する運賃及び料金設定

### 1 概要

令和8年4月1日より、コミュニティバスのこうはん線において「根の鼻町集会所」バス停の新設を予定している。また新設に伴い運行経路を変更するため、それらに適用する運賃及び料金設定について協議を行うもの。(右図参照)



### 2 対象路線

こうはん線

### 3 設定運賃

一乗車 100円

- ・ 幼児（1歳以上6歳未満の方）で、6歳以上の方に同伴される場合は、無料（幼児は2人まで）
- ・ 乳児（1歳未満の方）は無料
- ・ 障害者の方は普通旅客運賃の半額<sup>※1</sup>
- ・ 身体障害者手帳第1種、療育手帳第1種または精神障害者保健福祉手帳を所持する方については、付添いの方も普通旅客運賃の半額<sup>※1</sup>

※1 「ミライロID」を提示の方についても同様のサービスを受けることが出来る

### 4 適用時期について

令和8年4月1日

### 5 利用者等の意見

瀬戸市HPにおいて意見を募集した  
→意見なし

## 瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針

### 1 概要

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会にて協議を行う案件のうち、軽微な事案が発生した際の運用方針について協議を行うもの

### 2 背景

運賃料金協議会の開催については、国土交通省が「関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない軽微な事案について協議を行う場合、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」と示している。

### 3 運用方針

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会についても国土交通省と同様の措置を取ることとし、開催を要しない軽微な事案が発生した際は、協議会を開催しない。開催を要しない軽微な事案とは以下に掲げる事案を指す。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

### 4 対象路線

瀬戸市コミュニティバスにおける全ての路線

### 5 瀬戸市公共交通運賃料金協議会設置要綱の改正

軽微な事案について協議をしない文章を追記（資料2－2のとおり）

### 6 利用者等の意見

瀬戸市HPにおいて意見を募集した

→意見なし

## 瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

## (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、瀬戸市における住民の生活に必要な旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な事案については運賃料金協議会を開催しないものとする。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合（競合する路線がある場合において、路線の延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）で、運賃額に変更がないとき。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合で路線等を変更するとき。
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

## (運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民団体又は市民の代表

2 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長を置き、前条第1項第1号に規定する構成員をもつて充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委員から代理者に書面による権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
- 5 前項ただし書きの規定は、第3条第1項第4号の規定により任命又は委嘱された委員については適用しない。
- 6 運賃料金協議会の議事は、全会一致を原則とするが、全会一致が成立しない場合においては出席者の4分の3以上の同意により決する。
- 7 運賃料金協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障をきたすと会長が認める場合には、非公開とすることができる。
- 8 運賃料金協議会の庶務は、瀬戸市都市整備部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 会長は、運賃料金協議会において協議が調った事項について、瀬戸市地域公共交通会議に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。